

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部高畑町裁判所跡地事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

平城宮跡歴史公園指定 管理者選定審査会	平城宮跡歴史公園の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。